JICA 輸出管理ガイドライン (業務受託者向け)

2017 年 6 月 1 日 独立行政法人国際協力機構 調達部

JICA との契約等に基づき本邦で調達した機材、もしくは本邦又は機材使用国以外の第三国で調達した機材を外国に持ち出す(輸出する)場合は、受託者は輸出者の義務として、輸出規制関連法令を遵守し、これら法令に基づき必要な手続きを行わなくてはなりません。

一方、JICAは、受託者の輸出貿易管理令等該当調書及びその他添付資料による報告に基づき、当該機材の該否判定結果を確認します。

本ガイドラインは、受託者が輸出者の責務として輸出規制関連法令に照らして、輸出規制品の有無を確認し、輸出の可否について審査のうえ、その結果を JICA に輸出貿易管理令等該当調書/用途・需要者等チェックリストとして提出する方法について取りまとめたものです。

1. 輸出規制の概要

各種輸出規制をまとめたものが次表です。輸出規制は、「安全保障貿易管理による 規制」と「それ以外の規制」に区分できます。

規制の種類	規制国	適用規則		備考
空合程度	米国	輸出管理法/輸出管理規則(EAR)の	米国再輸出規制	
による規制		外国為替及び外国貿易法(外為法)	1項~15項	リスト規制
		【貨物】輸出貿易管理令別表第 1 【技術】外国為替令別表	16 項	キャッチオール 規制
上記以外		外為法/輸出管理令別表第2		
の規制		輸出取引法・関税法・その他の法令		

輸出規制の枠組み

安全保障貿易管理とは、平和と安全の維持を目的に、武器そのものを含め、軍事転用可能な貨物の輸出や技術の提供を規制する、先進国が中心となって実施している国際的な貿易管理制度のことです。

本邦又は第三国から貨物の輸出や技術の提供を行う場合には、外国為替及び外国貿易法(「外為法」)、貿易輸出管理令(「輸出令」)及び外国為替令(「外為令」)により規制されます。

米国製品や米国の技術によって製造された製品を、米国から輸出された後、第三国に再輸出する場合であっても、米国の輸出管理法/輸出管理規則(Export Administration Regulations: EAR)による規制を受けます。これは「米国再輸出規制」の域外適用と呼ばれます。

一方、安全保障貿易管理以外にも、本邦又は第三国から貨物の輸出や技術の提供を 得るする場合には、さまざまな輸出規制があります。これら規制の概要は次頁にまと めておきます。受託者は業務上必要な貨物の輸出や技術の提供を行う場合に、各種規 制に該当しないかどうかを確認し、該当する場合には所管省庁に必要な輸出許可・承認を事前に取得しなくてはなりません。

日本の輸出規制の概要

	輸出 許可が必要なもの 輸出令別表第 1 外為令別表	リスト規制 国際的な平和及び安全を妨げる貨物 (安全保障貿易管理)
外国為替及び 外国貿易法 (<mark>外為法</mark>)		① 国内需要物資を確保する必要のあるもの 【血液製剤、配合飼料、うなぎの稚魚など】② 輸出取引秩序維持物質 【漁労設備を有する漁船】
輸出貿易管理令 (輸出令) 外国為替令 (外為令)	輸出承認が必要なもの 輸出令別表第 2	(場方改明で有する場所) ③ 輸出してはならない貨物 【偽造通貨、麻薬、風俗を害する書籍】 ④ 国際協定等に定められた貨物 【ダイヤモンド原石、核燃料・核燃料物質、米国向け 冷凍あさり・蛤など、オゾン層破壊物質、特定有害廃棄物、特定化学物質の農薬・駆除剤など、絶滅のおそ
		れのある野生動植物】 ⑤ 知的財産権侵害物品

輸出取引法	①工業所有権及び著作権侵害物品、②虚偽の原産地を表示した貨物、③輸出契約の要件を著しく欠く取引、④政令で定める不公正取引
関税法	①麻薬及び向精神薬等、②児童ポルノ、③知的所有権を侵害する物品、④不正競争防止法に規定する不正競争行為を伴う物品(周知表示混同惹起、著名表示冒用、原産地等誤記惹起、代理人等の商標冒用、商品形態模倣頒布)
その他の法令	文化財保護法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、覚せい剤取締法、狂犬病予防法、家畜伝染病予防法、植物防疫法、道路運送車両法

「その他の法令」の概要

法令名	規制品目	主管官庁
文化財保護法	重要文化財又は重要美術品、天然記念物、重要有形民 俗文化財	文化庁
鳥獣の保護及び狩猟の適 正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵等	環境省
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬、麻薬向精神薬原料等	
あへん法あへん、けしがら		
覚せい剤取締法	覚醒剤、覚醒剤原料	
狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、狐、スカンク	
家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、アヒル、兎、蜜蜂及びこれら の肉、ソーセージ・ハム等、稲藁(一部)	農林水産省
植物防疫法	植物(顕花植物、シダ類又は蘚苔類に属する植物)、 有害植物、有毒動物(昆虫・ダニ等)	
道路運送車両法	中古自動車	国土交通省

2. 輸出規制品の有無の確認と JICA への報告

受託者は、輸出者の責務として各種輸出規制に該当するかを自ら判定し、その結果を JICA 所定の報告様式に取りまとめ、監督職員(又は事業担当課担当者。以下同じ。)に提出します。

輸出規制該当品がある場合には、監督職員と機材の必要性を協議します。輸出許可・承認を取得する場合には、受託者は輸出者として自ら必要な許可・承認を所管省庁から取得します。

報告様式は、

- ① 輸出貿易管理令等該当調書<mark>(様式1)</mark>と
- ② 用途・需要者等チェックリスト (様式2) の2つです。

報告する輸出規制内容と対応する報告様式とは次表のとおりです。

	輸出規制内容	報告様式		
1	安全保障輸出管理規制(リスト規制)	輸出貿易管理令等該当調書(項目A)		
2	安全保障輸出管理規制(キャッチオール規 制)	用途・需要者等チェックリスト		
3	米国再輸出規制	輸出貿易管理令等該当調書(項目B)		
4	輸出貿易管理令別表2による規制	輸出貿易管理令等該当調書(項目 C)		
5	輸出取引法・関税法・その他の法令による規制	輸出貿易管理令等該当調書(項目D)		

3. 本邦の安全保障輸出管理規制(リスト規制とキャッチオール規制)とその審査 (1) リスト規制とキャッチオール規制の概要

日本においては、「外国為替及び外国貿易法 (「外為法」)」、貿易輸出管理令 (「輸出令」) 及び外国為替令 (「外為令」) 等の法令により、リスト規制とキャッチオール規制が定められています (ボックス参照)。

2010年4月1日からは、法令違反に対する罰則が強化されるととともに、輸出者等遵守基準が施行され、輸出者は同基準に基づいて安全保障輸出管理を実施することが義務化されました(「輸出者等遵守基準を定める省令」(2009年経済産業省令第60号))。

【リスト規制】

輸出しようとする貨物が、輸出令別表第1の1~15項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物に該当する場合又は、提供しようとする技術が、外為令別表の1~15項に該当する場合には、貨物の輸出先や技術の提供先がいずれの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

【キャッチオール規制】

リスト規制品以外のものを取り扱う場合であっても、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵もしくは通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は経済産業大臣から、許可申請をすべき旨の通知(インフォーム通知)を受けた場合には、輸出又は技術の提供に当たって経済産業大臣の許可が必要となります。

安全保障輸出管理の確認方法の詳細は、経済産業省や一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)の次のウェブサイトを参照してください。

- ★ 経済産業省「安全保障貿易管理(Export Control)」
 - ⇒http://www.meti.go.jp/policy/anpo/
- ★ 一般財団法人安全保障貿易情報センター (CISTEC)
 - ⇒http://www.cistec.or.jp/

(2)審査方法

受託者が行う「リスト規制」および「キャッチオール規制」の審査方法を以下 に説明します。

ア. リスト規制品に関する審査

ア)該当・非該当・対象外の判定

受託者はリスト規制品に該当するか否かを自ら判定(「該非判定」)します。 判定の結果は、①該当、②非該当、③対象外、に区分されます。

該当/非該当/対象外の区分

1	該当	リスト規制の品目に含まれ(輸出令別表第 1 *の 1~15 項に規制する項番があり)、かつ、貨物等省令で定める基準を満たす。
2	非該当	リスト規制の品目に含まれるものの(輸出令別表第 1 *の 1~15 項に規制する項番があるものの)、貨物等省令で定める基準を満たさない。
3	対象外	リスト規制の品目に含まれない (輸出令別表第 1 * の 1~15 項に規制する項番がない)。

※輸出令別表第 1:調達機材にソフトウェアが含まれる場合には、輸出貿易管理令(輸 出令)ではなく外国為替令(外為令)により規制されるため、「輸出 令別表第 1」は「外為令別表」と読み替えます。

受託者は、当該機材の製造業者等(製造会社又は当該技術の技術審査能力を有する団体・個人)から「該非判定書」を取り付けて、該非判定を行います。

リスト規制品の基準は詳細に規定されており、一見対象外と思えるものも 多く含まれていますので、製造業者等から該非判定書を取り付けて確認しま す。ただし、該非判定の最終的な責任は、輸出者である受託者にあります。 したがって、受託者は、取付けた該非判定書に不明なところがある場合には、 製造業者等に問い合わせ、必要に応じ、根拠となる技術資料を取り付けて確 認します。

該非判定書については、CISTECが作成・販売している「項目別対比表」や「パラメータシート」が広く利用されています。ただし、該当する輸出令別表第1の項番と該当/非該当の判断根拠が明示されているものであれば特に様式は問いません。

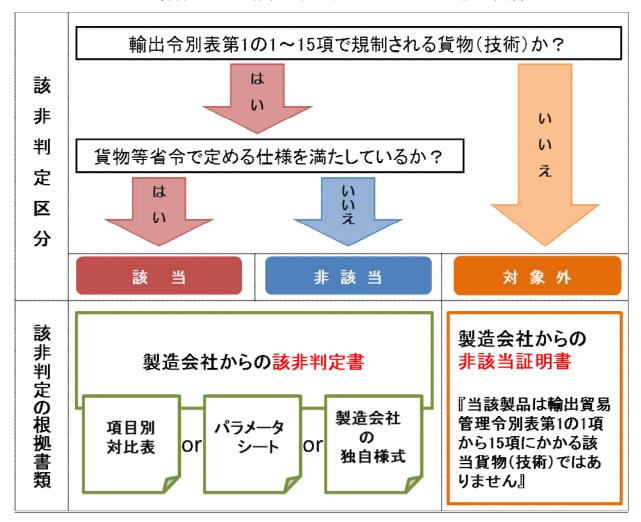
「対象外」すなわち輸出令別表第1の1~15項に項番がない場合は、該非判定書は不要です。当該機材の製造業者等から「**当該製品は輸出貿易管理令別表第1(ソフトウェアの場合は外為令別表)の1項から15項にかかる該当貨物(技術)ではありません**」との趣旨の証明書を取り付けるようにしてください(一般に「非該当証明書」と呼ばれています)。

当該機材の製造業者等から「該非判定書・非該当証明書」を取り付けることが困難な場合には、受託者自らが、必要に応じて技術資料を入手し、「該非

判定書・非該当証明書」の作成を行います。

受託者自らが製造する機材を輸出する場合には、受託者が「該非判定書・ 非該当証明書」を作成します。

リスト規制における該非判定区分とJICAへの提出資料



イ)リスト規制品の輸出許可の要否確認

上記ア)の結果、リスト規制に該当するアイテムがあったとしても、輸出許可が不要な場合があります。例えば「一定の範囲の貨物の中で、貨物の種類毎に定められた一定の価格以下のもの」は輸出許可が不要になります(少額特例)。受託者は、少額特例等の適用の可否を確認し、輸出許可が必要なものと不要なものとを特定します。

ウ)「輸出貿易管理令等調書」及び該非判定書等の提出

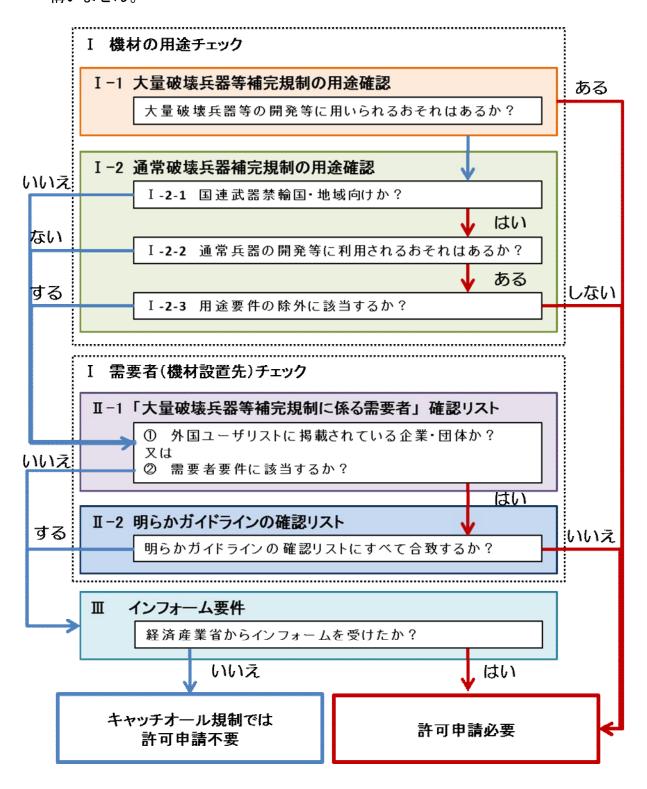
上記ア)及びイ)の結果を踏まえ、受託者は、輸出貿易管理令等調書を作成し、併せて、受託者が該非確認に利用した該非判定書・非該当証明書を監督職員に提出します。

イ、キャッチオール規制に関する審査

受託者は、エンドユーザー(需要者)情報等を確認の上、キャッチオール規制に関する審査を行います。

JICA における審査フローは次頁のとおりです。<mark>別添様式2</mark>の「用途・需要者等チェックリスト」の質問項目に順を追って回答を記載し、監督職員に提出してください。

なお、受託者で使用している「用途・需要者」審査様式を提出することでも 構いません。



ウ. その他

国際協力のために使用される機材であっても、上記の法令の規制を受けることとなっており、輸出者は安全保障貿易管理において本邦又は第三国からの貨物の輸出や技術の提供に関して適正なチェック機能を働かせることが求められています。上記のチェックは、機材の購入価格の多寡に関わらず行わなければなりません。

万一法令に違反した場合には、刑事罰の対象となるのみならず、JICA 事業の信頼を著しく失墜させ、今後の事業実施に多大な影響を与える可能性がありますので、法令の趣旨をご理解のうえ、ご協力願います。

法令のより詳しい概要については、経済産業省ホームページを参照してください。

4. 米国再輸出規制の審査

米国再輸出規制については、以下の手順で審査し、監督職員に報告します。

当該規制の概要と審査方法については、日本貿易振興会(JETRO)ホームページ「米国原産品または米国原産品を含む製品を日本から再輸出する際のEARの規制および再輸出許可申請方法」が参考になります。

http://www.jetro.go.jp/world/n america/us/qa/01/04A-020135

ア. 該当・非該当・対象外の判定

米国製品又は米国の技術による製品については、受託者は、製造会社等から規制品目分類番号(ECCN: Export Control Classification Number)及び米国再輸出規制に該当するか否かの判定書(該非判定書)を取付け、規制該当品か否かを判定します。

製造会社等から該非判定書を取り付けることが困難な場合には、受託者が、 根拠資料をもとに該非判定書を作成します。

イ、米国再輸出規制の該当品の輸出許可の要否確認

上記ア. で米国再輸出規制の該当品であっても、少額の場合など「許可例外」の対象となる場合には、輸出許可が不要です。許可例外の適用の可否を確認し、 米国再輸出規制に係る輸出許可が必要なものと不要なものとを特定します。

ウ.「輸出貿易管理令等調書」及び該非判定書等の提出

上記ア. 及びイ. の結果を踏まえ、受託者は、輸出貿易管理令等調書を作成し、併せて、受託者が該非判定に利用した該非判定書等を監督職員に提出します。

5. 輸出令別表第2、輸出入取引法・関税法・その他の法令による規制

受託者は、安全保障貿易管理以外の規制についても該当の有無を確認し、輸出の許可・承認が必要な機材があれば、輸出貿易管理令等該当品調書により報告します。

以上

別添様式1:輸出貿易管理令等該当調書

別添様式2:用途・需要者等チェックリスト 参考資料:該非判定書の事例(項目別対比表)

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構 御中

TO = + + + + + + + +	FI
受託者名:	(F П
X 0 L 12 12 .	(FI)

輸出貿易管理令等該当調書

【案件名】			

標記に関し、以下のとおり報告いたします。 (該当項目を丸で囲み、Dでは許可を必要とする省庁を記載する。)

- A 今回調達する機材について、輸出貿易管理令別表第1(ソフトウェアの場合は 外国為替令別表)に該当する品目について該当か否かを判定した結果は別紙の 表1のとおりです。
 - ア) 表1の品目のいずれの機材についても輸出許可は不要です。
 - イ) 表1の品目の全て又は一部の機材については輸出許可が必要です。
- B 今回調達する機材のうち米国製品または米国の技術を利用した製品について、 米国再輸出規制に該当する品目について該当か否かを判定した結果は、別紙の 表2のとおりです。
 - ア) 表2の品目のいずれの機材についても再輸出許可は不要です。
 - イ) 表2の品目の全て又は一部の機材については再輸出許可が必要です。
- C 今回調達する機材のうち、別紙の表3の品目は、輸出貿易管理令別表第2に該当し、輸出承認が必要です。
- D 今回の輸送を依頼する機材のうち、別紙の表4の品目は、関税法等その他法令規制に該当するため、<u>省</u>の輸出許可等を取得又は報告する必要があります。

以上

(表1)輸出貿易管理令別表第1(ソフトウェアの場合は外国為替令別表)の該非判定結果

機材番号	製造会社 製品名	型式・等級	単位	数量	対象外 該当 非該当	輸出許可 の要否	輸出貿易管理令 別表1貨物番号 (対象外は不要)

[※] 該当又は非該当の場合には、製造会社等から該非判定書(項目別対比表、パラメーターシート等) を取り付け、提出してください。

(表2) 米国再輸出規制にかかる該非判定結果

機材 番号	製造会社 製品名	型式・等級	単位	数量	ECCN 番号	輸出許可 の要否

[※] 製造会社等から再輸出許可の要否にかかる判断資料を取り付け、提出してください。

(表3)輸出貿易管理令別表第2の該当品リスト

機材 番号	製造会社 製品名	型式・等級	単位	数量	輸出貿易管理令 別表2貨物番号

(表4) 関税法等その他法令にかかる該当品リスト

機材 番号	製造会社 製品名	型式・等級	単位	数量	該当法令名 及び条項

印

用途・需要者チェックリスト

受託者名:

輸出管理責任者 役職・氏名:

国名				
案件名				
設置提所名称				

設置場所名称	
住所 (P.O. Box は不可)	
相手国実施機関 機材管理責任者名 · 所属	

I. 機材の用途チェック

<u>(1)大量破壊兵器等補完規制のチェック</u>

全機材について一機材ごとに、以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認してください。

その際には、以下の用途に用いられることが入手した文書・記録媒体等に記載、記録されているか、また、相手国実施機関から連絡を受けたかについても確認してください。該当する機材があればリストを別添し機材名と該当項目を記載して監督職員に提出してください。

確認事項	回答欄
① 核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
② 軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
③ 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
④ 軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造 使用又は貯蔵	、はい・いいえ
⑤ 300 k m以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用 は貯蔵	又はい・いいえ
⑥ 300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使 又は貯蔵	用はい・いいえ
⑦ 核燃料物質又は核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
⑧ 核融合に関する研究	はい・いいえ
⑨ 原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用又は貯蔵	蔵 はい・いいえ
⑩ 重水の製造	はい・いいえ
① 核燃料物質の加工	はい・いいえ
⑩ 核燃料物質の再処理	はい・いいえ

③ 以	下の行為であって、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政	
機	関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明	はい・いいえ
67		
а	化学物質の開発又は製造	
b	微生物又は毒素の開発、製造、使用又は貯蔵	
С	ロケット又は無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	
d	宇宙に関する研究	

(2)通常兵器補完規制のチェック

確認事項(2)-1	回答欄
仕向け国はアフガニスタン、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、 エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリ ア、スーダン(輸出令別表第3の2の国)か	はい・いいえ

- ☞ ②-1において、「いいえ」の場合は、②は終了です。Ⅱ. に進んでください。
- ☞ ②-1において、「はい」の場合は、②-2に進んでください。

確認事項(2)-2	回答欄
下記貨物 (輸出令別表第1の1の項の中欄)の開発、製造、又は使用 のために用いられるか	
① 銃砲·銃砲弾	
② 爆発物・発射装置	
③ 火薬類・軍用燃料	
④ 火薬・爆薬安定剤	
⑤ 指向性エネルギー兵器	
⑥ 運動エネルギー兵器	
⑦ 軍用車両・軍用仮設橋等	はい・いいえ
⑧ 軍用船舶等	1401 - 01017
⑨ 軍用航空機等	
⑩ 防潜網及び魚雷防御網	
⑪ 装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣	
⑪ 軍用探照灯	
③ 軍用細菌製剤・軍用化学製剤	
⑪ 軍用化学製剤用細胞株等	
⑤ 軍用火薬類の製造・試験装置	
16 兵器製造用機械装置	

- ※ 防弾車、防弾チョッキ、防弾服、軍用ヘルメットといった防護用装備も対象になり ます。
- ☞ (2)-2において、「いいえ」の場合は、(2)は終了です。Ⅱ.に進んでください。
- ☞ (2) -2において、「はい」の場合は、(2) -3に進んでください。

確認事項(2)-3	回答欄
① 当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表 ^(*) に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
② 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆 国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
③ 自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
④ 自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑤ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動 の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑥ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑦ テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑧ イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施 に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するために貨物 又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

☞ (2) -3において、「はい」が一つもない場合は、監督職員に連絡してください。

別表 (*)

- 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
 - 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
 - 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
- 二 産業用の発破器
- 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

Ⅱ. 需要者(機材設置先)チェック

(1)外国ユーザーリストのチェック

Ī	需要者は「外国ユーザーリスト」に掲載されているか。	はい・いいえ
	(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/enduserlist.html)	1201 - 01012

(2)需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて入手した文書・記録媒体等に記載、記録されているか、又は、相手国実施機関等から連絡を受けたかについて確認してください。(どちらかに〇をつけること)

確認事項	回答欄
核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用 又は貯蔵	はい・いいえ
300km 以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km 以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は 貯蔵	はい・いいえ

(3)おそれ要件のチェック

以下の各項目について、確認してください。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「一」に〇をつけること。

貨物等の 用途・仕様	① 先方機関又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・-
	② 先方機関の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・-
	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・-
貨物等の 設置場の 等の 様・据付等 の条件	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若 しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限 されている等の高度の機密が要求されている地域で あり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報 を有していない。	はい・いいえ・ー
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・ー

貨物等の	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・-
関連 強・装置等 の条件・態	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時 に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に 照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・ー
様	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・-
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・-
表示、船積	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・-
み、輸送ル ート、梱包 等 に お け	① 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・ー
る態様	① 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・-
貨物等の 支払対価	③ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・ー
等・保証等 の条件	④ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・-
据付等の 辞退や秘	(15) 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・ー
密 保 持 等 の態様	(16) 据付場所、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・ー
外国ユー ザーリス ト掲載企 業・組織	① 外国ユーザーリスト(最新のもの)に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別'が一致しない。	はい・いいえ・ー
その他	(18) その他先方機関が取引の慣行上当然明らかにすべき 事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取 引上の不審点がない。	はい・いいえ・ー

☞ おそれ要件に「いいえ」が一つでもある場合は、監督職員に連絡してください。

Ⅲ. インフォーム要件

経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けたかはい・いいえ

¹ 輸出する貨物等の懸念される用途の種別:「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について」通達1の(3)に掲げる大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い 貨物例等を参考に、輸出する貨物等の特性から判断すること。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/tutatu24fy/hokanteki_yushutukisei.pdf

該非判定書の事例(項目別対比表)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

		貨物	名:			
	Sample	メーカー	-名:			
CISTEC		型及び鉛	3柄:			
2002.07.	(1/1)					
別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 12-(5) 水中用の <u>ロボット</u> (2及び6の項の中欄に掲げるものを除く。)	注釈	判定欄	記	入 欄	
「省会] 第1	1条 輸出令別表第1の12の項の		該当〇			
	経済産業省令で定める仕様のものは、		非該当×			
	次のいずれかに該当するものとする。		対象外 -			
六 水中用	の蓄積プログラム制御方式のロボット	告示貨物				
	ボット及びシーケンスロボットを除く。)					
であって						
	· · "れかに該当するもの	***************************************				
l	部物体に加えた力若しくはトルク、		[]			
外部	物体までの距離	***************************************				
又は	触覚を測定するセンサーからの情報を用いて制御					
する	<i>もの</i>	***************************************				
口構	造材にチタン合金又は繊維強化複合材料を用いた		[]			
もの	であって、					
2 5	0ニュートン以上の力			数値()
又は	250ニュートンメートル以上のトルクで	***************************************		数値()
作業	することができるもの					
			判定結果	□該当	□非該当	
作成責任者:	(作成年月日: 年 月 日)		該当項番			
			 輸出令別 	表第1の項番[]
会社名_			② 貨物等省	行の条項号等の番号	子等	
			[]
所属・役職]
(フリカ゛ナ)	印	*	告示貨物=貨物	7等省令第11条第2	六号に該当する。	50
氏 名_						
	内 線 担					
電 話	() 当					